

# 知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所  
編集発行人 弁護士 西脇 恵史



〒103-0014 東京都中央区日本橋蛎殻町1-39-5 水天宮北辰ビル9階  
TEL 代 表 03-6821-9510  
法務部 03-6821-9520  
商標部 03-6821-9540  
FAX 共 通 03-6821-9550

2022・10・10

10月1日施行

▽改正関税法▽

## 模倣品、個人輸入でも差し止め対象

本年10月1日に改正関税法が施行され、商標権・意匠権を侵害する物品（模倣品）の輸入に対する規制が強化された。

これまで、個人的に使用する目的での輸入は商標法上の「業として」の要件を満たさないため、事業性のある輸入のみが規制対象だった。しかし、増大する個人の使用目的の模倣品輸入に対応し、海外事業者が模倣品を郵送により国内に持ち込む行為を商標権等の侵害として位置付けることとなった。

10月1日以降は、たとえ個人の使用目的であっても、それが模倣品である場合には輸入差止・没収の対象となった。海外の通販サイトなどで商品を購入する場合に限らず、国内の通販サイトで購入した商品であっても、海外から直接送付される場合もあるため、注意が必要。

## 日本製紙クレシアが大王製紙を提訴

### トイレ紙「3倍巻き」特許で提訴

日本製紙クレシアは、従来の3倍の長さながら大きさをほぼ同じに抑えたトイレットペーパーの特許を侵害されたとして、同じ製紙会社の大王製紙に対し、製造・販売の差し止めと製品の破棄、3,300万円の損害賠償などを求め、東京地裁に提訴したと発表した。

発表によると、日本製紙クレシアは、従来品より長さが3倍あるトイレットペーパー『スコッティ フラワーパック 3倍長持ち』に採用されている、柔らかさを保ったまま長さを3倍にするために施している表面の凹凸の大きさ、包装、紙の質といった3つの特許技術が、大王製紙が発売する『エリエール i:na (イーナ)』によって侵害されたとしている。

これに対し、大王製紙は、「常に他社の知的財産権を侵害しないようビジネスを行っている。裁判で正当性を主張していく」とコメントしている。

日本製紙クレシアは、1ロールの長さが従来の製品より3倍長いトイレットペーパーを6年前から販売しているが、大王製紙も従来の3.2倍の長さの製品を今年4月から販売している。

従来の製品よりも1ロール当たりが長いトイレットペーパーは、取り替え回数を減らすことができ、家庭での保管スペースも少なくて済むことなどから近年、販売を伸ばしており、両社の主力商品となっている。

## 表示方法に創作性

▽東京地裁▽

### ゼンリンの住宅地図、著作物と認定

地図作成大手のゼンリンが発行する住宅地図を無断で複製・頒布したとして、同社がポスティング会社に対して、著作権侵害行為の差し止めなどを求めた裁判で、東京地裁は「ゼンリンの住宅地図は著作物である」と認定し、ポスティング会社に侵害行為の差し止めと損害賠償の支払いを命じた。

一般的に地図は、現状の建物や道路等を所定の記号などによって、客観的に表現するものであるため、文学や音楽、造形美術上の著作と比べて、著作権による保護を受けるのが困難である。

一方、地図において記載すべき情報の取捨選択及びその表示方法に関しては、地図作成者の個性、学識、経験等が重要な役割を果たし得るものであるため、創作性が表れる。

ゼンリンの住宅地図について、東京地裁は「住宅地図に必要と考える情報を取捨選択し、より見やすいと考える方法により表示した」として、同社の住宅地図商品は、著作権法上の「著作物」（思想または感情を創作的に表現したもの）にあたると認定した。

## 解説

**進歩性の判断（相違点についての判断）**  
知的財産高等裁判所 令和3年（行ケ）第10136号 審決  
取消請求事件（第1事件）、令和3年（行ケ）第10138号  
審決取消請求事件（第2事件）令和4年8月31日判決言渡

**第1 事案の概要**

発明の名称を「半田付け装置、半田付け方法、プリント基板の製造方法、および製品の製造方法」とする特許第6138324号（本件特許）に対する特許無効審判事件（無効2019-800094号）の審決（請求項1、2、5～7を無効とし、請求項4については請求不成立）に対する審決取消訴訟（特許権者である原告が特許を無効とした部分の取消しを求める第1事件（令和3年（行ケ）第10136号）、審判請求人である被告が請求不成立とした部分の取消しを求める第2事件（令和3年（行ケ）第10138号）である。争点は、請求項1、2及び4ないし7に係る発明の進歩性の有無。

ここでは、甲1（特開2009-195938号公報）記載の発明（甲1発明）と本件特許の請求項1に係る発明（本件発明1）との間の後述する相違点2に関して、「甲1発明によつて本件発明1の相違点2に係る構成を得ることは当業者が容易になし得たことである。」とした本件審決が取消しになつた判決部分のみを紹介する。

本件審決で認定されている相違点2は次のとおりである

本件発明1は「前記加熱手段は、前記端子の先端に当接した前記半田片に前記ノズルを介して熱伝達させる位置に設けられ、溶融前の前記半田片が前記端子の先端に当接した状態で当該熱伝達を受けて溶融し、溶融した前記半田片が丸まって略球状にならうとするが前記ノズルの内壁と前記端子の先端に規制されるため必ず真球になれないまま前記端子の上に載った状態で前記半田片が供給された方向へ移動せずに停止し、この停止した状態で前記ノズルから前記溶融した半田片に伝わる熱を当該溶融した半田片から前記端子に伝えて前記端子を加熱し、この加熱によって前記端子が加熱された後に前記溶融した半田片が流れ出す構成である。」に対して、甲1発明はその旨特定されていない点。

**第2 判決**

1 特許庁が無効2019-800094号事件について令和3年10月8日にした審決中、特許第6138324号の請求項1、2及び5ないし7に係る発明についての特許を無効とした部分を取り消す。

2 被告の請求を棄却する。

3 訴訟費用は被告の負担とする。

**第3 理由**

事案に鑑み、取消事由2（相違点2についての判断の誤り）から検討する。

本件審決は、甲1発明においてフランクス含有量が1.0wt%の半田片を用いた場合、半田片が溶融し球となつた場合の半田の直径は半田ごとの先端部の貫通孔内壁の径より大きくなるから、溶融した半田は真球にならない旨判断したこと、原告も、甲1の実施例1に関しては、この判断を強く争うものではない。そこで、本件出願日当時の当業者が甲1発明においてフランクス含有量が1.0wt%の半田片を用いることが容易になし得たことであるか否かにつき検討する。

甲1には、「本発明の第一の課題は、フランクスの飛散を防止するとともに、詰まりの生じにくい半田錠を提供することにある。」などの記載（段落【0004】等）があり、甲1発明は、フランクスを含有する半田を用いることを前提としているものと認められるが、フランクスの含有量がどの程度の半田を用いるのかについては、甲1に記載又は示唆はない。

その他の関係証拠の記載に関しては、千住金属工業発行の商品カタログには、フランクスの含有量を2ないし4wt%とする半田のみが掲載され、フランクスの含有量を2wt%未満とする半田は掲載されていないこと（なお、この商品カタログは、本件出願日の後である平成31年又は令和元年に発行されたものであるが、本件出願日が平成28年7月30日であることに加え、甲41及び45の上記各記載にも照らすと、千住金属工業は、本件出願日当時も、その商品カタログにフランクスの含有量を1wt%とする半田を掲載していないかったものと推認するのが相当である。）、ウェブサイトへの投稿記事においても、フランクスの含有量は2ないし4%とされていること、株式会社ニホンゲンマは、過去においてもフランクス含有量を1wt%とする半田を製造したことではなく、そのような半田を製造すると、フランクスが入っていない不具合が発生することが危惧される旨回答していること、本件出願日の後に作成された電子メールにおいてではあるが、千住金属工業の従業員も、フランクスの含有量を1%とする半田は提供できない旨回答していることに照らすと、フランクスの含有量を1wt%とする半田は、本件出願日当時、やに入り半田の市場において普通に流通していないかったものと認めるのが相当である。

本件発明1は、溶融前の半田片をノズルの内壁及び端子の先端に必ず当接させるとともに、溶融した半田片を必ず真球にならないまま端子の上に載った状態で下方に移動しないように停止させ、ノズルからの熱伝導等により半田片及び端子を十分に加熱し、これにより適正温度での半田付けを実現する結果、半田付け不良の防止という効果を奏するものである。

これに対し、甲1には、ランドに接地した糸半田が貫通孔の周壁から輻射熱、伝導熱及び対流熱により加熱され、遙色なく溶解され、より的確な半田付けが可能になった旨の記載はみられるものの（段落【0023】及び【0042】）、溶融した半田が必ず真球にならないまま停止すること、すなわち、溶融後も半田がノズルの内壁に当接し続けることにより半田片及び端子が十分に加熱されることについての記載及び示唆はないから、甲1に接した当業者にとって、溶融した半田が必ず真球にならないとの構成が解決しようとする課題及び当該構成が奏する作用効果を知らないまま、当該構成を得るためにフランクスの含有量が1wt%の半田をわざわざ採用しようとする動機付けはないものといわざるを得ない。

以上によると、使用する半田に含有されるフランクスの量についての記載及び示唆がない甲1に接した当業者にとって、甲1発明においてフランクスの含有量が1wt%の半田をわざわざ採用し、溶融した半田が必ず真球にならないとの構成を得ることが容易になし得たものであったと認めることはできず、その他、当業者が甲1発明に基づいて溶融した半田が必ず真球にならないとの構成を得ることが容易になし得たものであったと認めるに足りる証拠はない。

以上のとおりであるから、本件出願日当時の当業者において、相違点2に係る本件発明1の構成に容易に想到し得たものと認めることはできない。取消事由2は理由がある。

**第4 考察**

特許審査基準によれば、審査官は、請求項に係る発明と主引用発明との間の相違点に関し、当業者が請求項に係る発明に容易に到達する論理付けができるか否かを検討し、論理付けできないと判断したときに、請求項に係る発明が進歩性を有していると判断する。特許庁審決が論理付けできる=進歩性を有していない、と判断したものを知財高裁が取り消したものである。

相違点についての判断で実務の参考になるところがあると思われる所以紹介した。

以上

## 「つながる車」の特許料 トヨタなど支払いで合意

■コネクテッドカー■

インターネットに接続して外部と常時通信できる「コネクテッドカー(つながる車)」をめぐり、トヨタ自動車や日産自動車などは、「コネクテッドカー(つながる車)」に必要な通信技術の特許料を支払う契約を米国企業と締結した。

自動車業界では車をインターネットにつなぎ、外部と常時通信して自動運転をスムーズに行ったり、ソフトウェアのアップデートを行ったりできる「コネクテッドカー(つながる車)」の開発が急ピッチで進んでいる。

こうした中、フィンランドのノキアなど、各国の通信関連企業が保有する特許の交渉窓口となっている米国企業「アバンシ」は、トヨタ自動車やホンダ、日産自動車など、日本の自動車メーカーとライセンス契約を結んだと発表した。

自動車各社は「コネクテッドカー(つながる車)」向けの特許技術を使う代わりに「アバンシ」に対し、1台当たり15ドルから20ドルの実施料を支払うことで合意した。

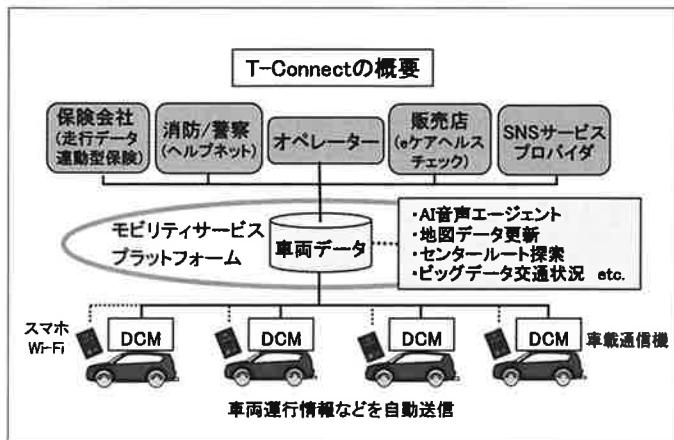
### <「コネクテッドカー」の開発を重視>

今回の契約は、日本の自動車メーカーが「コネクテッドカー」の開発を重視していることを示すもので、自動車と通信が融合するこの分野の開発が一段と進むことが予想される。

例えば、トヨタ自動車は「T-Connect」というコネクテッドサービスを提供しており、基本的に新車は全てT-Connectに対応している。車載通信機DCM(Data Communication Module)やスマートフォンなどによって、車両およびドライバー側の状況を判断し、事故発生などの緊急通報システムや警告灯点灯時に適切なアドバイスをもらえるシステムなど、さまざまな機能が利用できる。

既に多くのメーカーがコネクテッドカーを開発・販売しており、富士経済の調査によると、日本では2019年に340万台販売された。2035年にはヨーロッパや中国で販売台数が2,000万台を超えると予測されている。

また5Gが実用化・普及していくことで、通信速度・容量が飛躍的に向上するため、コネクテッドカーはさらなる進化を遂げる可能性がある。



## 「特定重要技術」 20分野で絞り込み

■経済安全保障推進法■

政府は経済安全保障推進法で定めている「特定重要技術」の開発支援などに向けた基本指針案をまとめた。AI(人工知能)やバイオ技術、半導体技術など20分野で調査研究を進め、今後、支援の対象を絞り込む方針だ。

経済安全保障推進法では、国の安全保障に関

わる「特定重要技術」について、官民一体での研究開発に向け、資金面などで支援する仕組みを盛り込んでいるが、対象となる分野については明確になっていなかった。

政府が示した基本指針案では「特定重要技術」の絞り込みに向けた調査研究について、20の技術領域を対象に行うとしている。

優先的に支援する対象として決まった「特定重要技術」については、民間から研究者を公募したうえで、プロジェクトごとに官民の協議会を設置し、政府が予算措置を講じている基金から資金支援を受けることができる。

△バイオ技術△医療・公衆衛生技術△人工知能・機械学習技術△先端コンピューティング技術△マイクロプロセッサ・半導体技術△データ科学・分析・蓄積・運用技術△先端エンジニアリング・製造技術△ロボット工学△量子情報科学△先端監視・測位・センサー技術△脳コンピューター・インターフェース技術△先端エネルギー・蓄エネルギー技術△高度情報通信・ネットワーク技術△サイバーセキュリティ技術△宇宙関連技術△海洋関連技術△輸送技術△極超音速△化学・生物・放射性物質及び核△先端材料科学

# 審 決 紹 介

本願商標「OFFICE」は、商標法第3条第1項第3号に該当しない、と判断された事例(不服2021-13581、令和4年8月1日審決)

## 1 手続の経緯

本願は、令和2年6月16日の出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。  
令和3年1月18日付け：拒絶理由通知  
令和3年2月25日：意見書の提出  
令和3年7月28日付け：拒絶査定  
令和3年10月6日：審判請求書の提出

## 2 本願商標

本願商標は、「OFFICE」の文字を横書きしてなり、第18類「かばん類、袋物、肩掛けかばん、手提げかばん、トートバッグ、ハンドバッグ、バックパック」及び第25類「被服、洋服、コート、セーター類、ワイヤーハンガー、寝巻き類、下着、キャミソール、タンクトップ、ティーシャツ、靴下、マフラー、帽子、ガーター、靴下留め、ズボンつり、パンダ、ベルト」を指定商品として登録出願されたものである。

## 3 原査定の拒絶の理由(要点)

本願商標は、「OFFICE」の文字を表してなり、これは、「事務的な仕事をする建物・部屋・事務所」を意味する語として、一般に知られているものであるところ、当該語及びそれを片仮名表記した「オフィス」の語は、被服の名称等と組み合わせて(オフィスウェア)、「事務服」を表すものとして使用されており、また、そのような商品(事務服)が実際に販売されている。

そうすると、本願商標をその指定商品中、第25類「事務服」に使用したときは、「執務室で着用する服」であること、すなわち商品の品質(用途)を表示したものと認識するにすぎない。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当する。

## 4 当審の判断

本願商標は、前記2のとおり、「OFFICE」の文字を横書きしてなるところ、当該文字は「会社、職場、事務所」等の意味を有する語(「ペーペックジャーニアス英和辞典 第2版」大修館書店)として、一般に親しまれたものである。

そして、当審において職場をもって調査したところ、例えば、「職場で着る仕事着、事務服」を意味する「オフィスウェア」の語(「コンサイサカタナ語辞典 第4版」株式会社三省堂)のように、「OFFICE」の文字を片仮名で表した「オフィス」の文字に、被服の名称を付加したものが、「事務服」を表すものとして使用されている例は見受けられたものの、被服を取り扱う業界において、「OFFICE」の文字のみが、執務室で着用する服を指称する等、商品の具体的な品質等を直接的に表示するものとして一般に使用されている事実は発見できず、さらに、本願商標に接する取引者、需要者が、当該文字を商品の品質等を表示したものと認識するというべき事情も発見できなかった。

そうすると、本願商標は、その指定商品との関係において、商品の品質等を表示するものとはいえず、其他商品を識別する機能を果たし得るものである。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第3号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標「赤もも肉」は、商標法第3条第1項第3号に該当しない、と判断された事例(不服2022-000119、令和4年7月20日審決)

## 1 手続の経緯

本願は、令和元年11月18日の出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。  
令和3年2月15日付け：拒絶理由通知

# お し ら せ

## ◎商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権  
(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和38(1963)年 〃 48(1973)年 〃 58(1983)年 平成5(1993)年 平成15(2003)年 平成15(2003)年 平成25(2013)年	商標登録第 606312号～第 607996号 商標登録第1001368号～第1006283号 商標登録第1571121号～第1579100号 商標登録第2511515号～第2522499号 商標登録第3371451号 商標登録第4650019号～第4657836号 商標登録第5560588号～第5571043号
--	---

各年の3月1日～3月31日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。  
更新登録申請について疑問点などございましたならば、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

令和3年3月30日：意見書の提出  
令和3年10月25日付け：拒絶査定  
令和4年1月5日：審判請求書の提出

## 2 本願商標

本願商標は、「赤もも肉」の文字を標準文字で表してなり、第31類「愛玩動物用飼料」を指定商品として登録出願されたものである。

## 3 原査定の拒絶の理由の要旨

原査定は、「本願商標は、「赤もも肉」の文字を標準文字で表してなるところ、本願の指定商品との関係において、その構成中の「もも肉」の文字は、「動物のもも肉」程の意味を指す語として用いられており、鶏やえぞ鹿等の動物のもも肉を原料とした商品が製造・販売されている実情にあるから、本願商標全体として、「赤色の動物のもも肉を原料とした商品」程度の意味合いを容易に理解、認識させる。そうすると、本願商標は、「赤もも肉」の文字を普通に書してなるにすぎないものから、これをその指定商品について使用するときは、「赤色の動物のもも肉を原料とした商品」の意味合いを表現したものを需要者に容易に理解、認識せるものであって、単に該商品の原材料、品質を表示するにすぎないものである。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

## 4 当審の判断

(1) 本願商標は、「赤もも肉」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成は、同じ書体、同じ大きさ、同じ間隔をもって一連に表されており、全体として、まとまりのよい一体のものとして把握し得るものである。  
(2) 本願商標は、その構成中に、動物のもも部分(部位)の内を指す「もも肉」の文字を含むものであるが、「もも肉」の特性は、例えば、鶏のもも肉は脂肪分が多く、牛・豚のもも肉は脂肪分が少ないなど、動物の種類により異なるものであるから、「もも肉」の語は、本願の指定商品との関係において、品質や原材料を表示するときは、一般に、「鶏(の)もも肉」、「豚(の)もも肉」のように、動物の名称と組み合わせて用いられるものである(「デジタル大辞泉」株式会社小学館、「Weblio日本語例文用例辞書」by weblio (<https://www.weblio.jp/content/もも肉>)。

また、本願商標は、その構成中に赤色等を意味する「赤」の文字を含むものであるが、本願の指定商品との関係において、「赤」の語のみをもって、需要者により、「赤身(の)肉」や「赤肉」を表すものとして理解されているという実情や、「赤」の語のみをもって、需要者により、特定の動物の肉を表すものとして理解されているという実情は認められない。

さらに、本願商標のような「赤」、「部位のみの表示」及び「肉」の語の組み合わせ方は、本願の指定商品との関係において、需要者に商品の品質や原材料を理解させる表示として一般に用いられておらず、上記の組み合わせ方がからなる語が、需要者により、指定商品の品質や原材料を表示したものとして理解されているという実情は認められない。

加えて、本願の指定商品を扱う業界において、「赤もも肉」の文字が、具体的な商品の品質等を直接的に表示するものとして一般に用いられている事実は発見できず、他に、本願商標に接する取引者、需要者が、当該文字を商品の品質等を表示したものと認識するという特段の事情も発見できなかった。

(3) 以上によれば、本願商標は、「赤」の文字と「もも肉」の文字とを、本願の指定商品との関係において、需要者に商品の品質等を理解させる表示として一般的とはいえない組み合わせ方で結合し、一体的に表示してなるものであるから、本願商標に接する需要者により、商品の品質等を直接的に表示したものとして直ちに理解されるとはい難く、むしろ、特定の意味合いを認識させることのない、一種の造語として認識、把握されるするのが相当である。

してみれば、本願商標は、その指定商品との関係において、商品の品質等を表示するものとはいえない。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第3号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

## ◎特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかつた特許出願は取り下げたものみなされます。

令和元年11月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは10月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料(特許印紙)を納付します。ご不明の点がございましたならばお問合せください。

## ◎特許、商標の出願状況(推定)

	特 許	商 標
令和4年7月分	21,277	14,019
前 年 比	95%	92%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

[http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan\\_toukei\\_sokuho.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm)